

国際連合と地域的機構の関係：その変容と課題

李 駿 九 明

(財政省大臣官房)

中 村 道

(中部大学教授)

平和の維持と安全保障に関する総論として、この分野でのいわゆる普遍主義と地域主義の問題を、国連と地域的機構の関係にそくして考察し、とくに冷戦期と冷戦後にどのような変容が生じてきたかにつき、その特徴点を中心に報告する。したがって、本報告では、普遍主義と地域主義の問題を一般的に論じることはせず、国連と地域的機構の関係における全般的な動向を指摘することを主眼とし、またその際、特定の地域的機構や具体的な事例の詳細に立ち入ることは、その余裕がないため控えたい。

国連と地域的機構の関係は、憲章第8章（および第51条）が考察の出発点であるが、冷戦期において、第8章の規律が平和的解決および強制行動の両分野でどのように歪められてきたかをまず概観し、冷戦後に第8章が「再発見」されて後、国連と地域的機構の新たな実行のなかで提起されたいくつかの問題を取り上げ、国連における最近の普遍的視座にも言及する。

そもそも、国連と地域的機構の関係については、憲章にとどめおかれた不明確さのため、運用の過程で処理されるべき問題が少なからず残されている。また冷戦後、国連の平和維持機能が大きく変容を遂げるなかで、地域的機構の役割も変化してきた。この二つの側面に留意しつつ、冷戦後の顕著な動向を扱う予定である。

国連と地域的機関の協力による平和と安全の維持

——アフリカにおける事例を中心に——

基　　話　中
(東洋学大准中)

則　武　輝　幸
(帝京大学准教授)

今日、アフリカは、平和と安全の維持の分野における国連と地域的機関の協力が最も盛んに見られる地域となっている。しかし、東西冷戦時代には、まったく状況は異なっていた。1963年のアフリカ統一機構（OAU）設立から80年代半ばまで、アフリカ諸国は、域内の紛争に国連（とりわけ安全保障理事会）が関与することを望まず、しばしば「アフリカの枠組の中での解決」、「OAU先議」を主張していた。これらの主張は、東西冷戦の盟主である米ソや旧宗主国の大英の影響を排除し、域内紛争を冷戦の枠外におくことを目的とするものであり、国連の側も、おおむねOAU諸国の主張を尊重し、アフリカの紛争に対する関与を差し控えていた。しかしながら、OAUには、域内の紛争を平和的に解決し、平和と安全を維持するための制度が十分には備わっていなかった。また、70年代半ば以降は、「アフリカの枠組」の中で紛争を解決するとの気運が失われ、OAU加盟国が自ら、域外の大國からの大規模な軍事援助や軍事介入を求めるようになっていった。このため、制度的能力も加盟国の意思も十分に伴っていないOAUが、域内の平和と安全を脅かす紛争を抱え込み、かえって事態を悪化させるという事例がしばしば見受けられた。

東西冷戦終結後、以上のような状況は大きく変化する。アフリカ諸国は、OAU紛争予防・管理・解決メカニズム中央機関の設置（1993年）、OAUのアフリカ連合（AU）への発展的解消（2002年）、AU平和・安全保障理事会の設置（2004年）など、自らの紛争解決・平和維持能力の強化に努めるようになった。また、OAU/AUや西アフリカ諸国経済共同体（ECOWAS）などのアフリカの地域的機関が、域内の紛争の解決、平和と安全の維持について、国連と積極的に協力するようになった。今日、その協力の形態は、紛争当事者間の和平交渉に対する支援、国連憲章第8章のもとでの地域的機関に対する強制行動の許可、国連の平和維持活動（PKO）と地域的機関によるPKOの並行展開、地域的機関から国連へのPKOの引継ぎなど多岐にわたる。両者の関係は、東西冷戦時代の対立競合関係から相互補完的な協力関係へと明確に変化を遂げた、ということができる。

本報告では、このアフリカ地域の事例を題材にして、国連と地域的機関が具体的に協力を進めるに当たって生じた問題、とくに、①地域的機関の武力行使に対する国連のコントロール、②地域的機関に対する兵站面・資金面での援助をめぐる問題について検討し、両者間の相互補完的協力関係の一層の改善・強化の方策について考察を加えることにしたい。

WTO体制下における「グローバリゼーション」の意味

間 宮 勇

(明治大学教授)

1. WTO体制における国際的規律

冷戦期においては、市場経済諸国と計画経済諸国という体制の違い、そして先進諸国と発展途上諸国という発展段階の二つの側面から諸国家が分類され、普遍的な経済システムの存在を認識することは困難であった。しかし、発展途上国で生じた債務危機とそれへの対応や冷戦崩壊によって、多くの発展途上諸国や社会主義諸国が市場経済体制へ移行するという状況が生まれた。このことは、経済の効率化や発展を市場における競争を通じて実現するという考え方が一般に承認されたことを示し、かつての経済体制をめぐる対立に終止符が打たれたかのような状況となっている。

同時に「市場の失敗」に対応するために政府が経済に介入することは、当然のこととされ、問題は、どのような場合にどの程度、政府の介入が認められるかという点にある。WTO体制は、そうした政府の経済への介入、つまり政府による規制のあり方について、一定の規律を設けた。WTO加盟国の義務は、経済の発展段階に応じて、履行のための異なる経過期間が設けられているが、経過期間が終了した後は、加盟国は同一の義務を負うことになる。こうしたWTO協定の規定に基づいて、各加盟国で規制緩和や自由化が進められており、WTOは、NGOなどから、いわゆる「グローバリゼーション」の元凶として批判されている。

2. WTOにおける多角的貿易体制（普遍主義？）と地域主義

WTO体制においては、多角主義という語が用いられ、普遍主義について語られることはなかった。これまで、経済分野における国際法規範は、大部分が条約によって形成され、慣習法はほんの僅かしかない。多数国間条約の締結も、慣習法の形成につながることは少なく、条約で規定された国家間の経済的権利義務関係は、条約当事国に限定されている。

WTO体制において、多角主義と地域主義が明確に対比されるのは、関税同盟および自由貿易地域の制度である。GATT24条は、それらの地域経済統合を例外として認めていたが、多角的貿易交渉が行き詰ると地域経済統合の動きが活発化する。WTO体制において、地域主義は、多角主義を補完するものであると評価があると同時に、多角主義を弱体化させるものという評価がある。ウルグアイラウンドの際には、ECの共通市場完成に向けた単一欧州議定書やNAFTAの締結があり、多角主義の弱体化に対する懸念がウルグ

アイラウンド交渉を促進させたと言われている。現在、ドーハラウンドが停滞している中で、各国のFTA交渉が活発化しつつあるが、多角主義の弱体化についての懸念はあまり聞かれない。

このような事情を前提としつつ、この報告では、WTO体制の下での多角主義と地域主義の関係を中心に据えながら、知的財産権や社会的規制の分野をも視野に入れて、WTOによって進められているといわれる「グローバリゼーション」の意味を市場原理の普遍化という観点から検討したい。

二、WTO体制における多角主義と地域主義

多角主義とは、多国間の貿易規則をもつた多角的な規制構造による多角的な規制の実現である。一方で、地域主義とは、ある地理的範囲内での規制の強化によって、他の地理的範囲内の規制との競争力を高めようとするものである。多角主義と地域主義は、必ずしも互いに矛盾するものではなく、多角主義の実現によって、地域主義が強化される場合もある。しかし、多角主義と地域主義は、必ずしも互いに競合するものである。たとえば、多角主義の実現によって、地域主義が強化されると、その結果、多角主義の実現が阻害される場合がある。したがって、多角主義と地域主義は、必ずしも互いに競合するものである。

多角主義と地域主義の競合は、多角主義の実現によって、地域主義が強化される場合がある。たとえば、多角主義の実現によって、地域主義が強化されると、その結果、多角主義の実現が阻害される場合がある。したがって、多角主義と地域主義は、必ずしも互いに競合するものである。

問題(現状)地域庇護政策の課題

——欧州庇護政策の検討を通じて——

千葉留嘉
（専修大学准教授）

戸田五郎
(京都産業大学教授)

難民条約はその前文において、難民法を普遍的な人権の原則に基づけているが、条約起草当時の諸国の意識は、個人の人権に基づいて難民の保護を拡充しようとするものでは必ずしもなく、1951年における難民条約成立には、冷戦状況において東側からの政治難民を保護することに政治的利益を見出した西側諸国の思惑があった。もっとも、冷戦時代にはその思惑の下で、東側からの移住者を難民として庇護する枠組が国内法上設定され、個人の権利としての庇護権を国内法で謳う諸国も登場した。他方で、難民議定書の成立を契機として、難民条約の射程は非白人をも含む普遍的な保護制度の構築への可能性を提示していた。しかし、冷戦の終焉後、西側諸国の中でも西欧諸国の庇護政策は、東・南からの流入に対しその受け入れを制限する方向へと大きく転換した。そしてそれは、域内旅券審査撤廃への流れの中で欧州連合の枠組における共通庇護政策の策定に向けた動きに反映することとなっている。そこでは、庇護審査責任国制度や安全な第三国概念の導入を通じ、更には域外諸国との間での再入国協定の締結を通じて、asylum seeker を域外へと押し戻す力が生じている。

本報告では、欧州の地域的枠組における庇護政策を主たる対象としつつ、UNHCR 等を中心として行われる、あるいは行われるべき普遍的庇護政策との関係においてこの地域的庇護政策を位置づけ、その抱える課題を明らかにしていくことを試みる。

環境問題に包摂された国際海洋漁業資源問題の今日的動向

—2007年世界法学会総会講演会—

鶴 五 田 京

(東京学芸大学准教授)

都 留 康 子

(東京学芸大学准教授)

国連海洋法条約における排他的経済水域、公海という領域規定は、持続的利用を前提とする海洋漁業資源の保存という点で必ずしも有効ではなかった。特に国連海洋法条約で積み残された問題となっていた両海域にまたがって存在するストラドリング魚種、ならびに広域の海洋を回遊する高度回遊性魚種については、1980年代後半から資源状況の悪化が国際的な関心事項となり、1992年の国連環境開発会議を契機として、環境問題の一つとして位置づけられるところとなった。その結果、両魚種を中心とする国際海洋漁業資源の問題は、今日まで以下二つの点で大きな変化をとげてきた。第一に、1995年に採択された「国連公海漁業実施協定」において、それまで環境条約に見られた予防的アプローチやエコシステムアプローチが導入され、実行主体としての地域的漁業機関による管理の重要性が高まった点であり、第二に、基本的に海洋漁業資源を扱ってこなかった普遍的な環境条約の中で新たに取り上げられるようになった点である。本報告では、この二つの最新の動向を追いながら、地域的漁業機関と普遍的制度の協働による国際海洋漁業資源の管理の時代の到来を鳥瞰し、問題点を探るものである。具体的に、前者については、国連公海漁業実施協定採択後に創設された地域的漁業機関、及び地域的漁業機関同士の連携を概観し、後者については、「ワシントン野生動植物取引規制条約」の下で海洋漁業資源の付属書へのリスト化の問題、「生物多様性条約」の締約国会議で議論されている海洋保護区の問題をとりあげる。